

福井市建築基準法第43条第2項第一号の規定に基づく認定基準

建築基準法第43条第2項第一号の規定に基づく認定については、次の基準に該当するものとする。

基準1. 建築基準法施行規則第10条の3第1項に該当するものは、一または二の要件を満たし、かつ、三の要件を満たす場合とする。

一 建築基準法施行規則第10条の3第1項第一号に該当するものは、以下のとおりとする。

農道、港湾道路、漁港道路、河川もしくは海岸の管理用の道、または国もしくは地方公共団体の管理する道（以下、「農道等」という。）に接する敷地で、敷地が接する農道等について、通行に関する管理者の許可または承諾を得ているものであること。

二 建築基準法施行規則第10条の3第1項第二号に該当するものは、以下のとおりとする。

令第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下、「位置指定道路の基準」という。）に適合する道に接する敷地で、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、以下の者からの承諾書を添付すること。

- ① 当該道の敷地となる土地の所有者
- ② 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- ③ 位置指定道路の基準に適合するように管理する者

三 次のすべてに適合するもの。

- ① 建築物は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200平方メートル以内の一戸建ての住宅（専用住宅に限る。）であること。
- ② 建築物およびその敷地は、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて、建築基準関係規定に適合するものであること。
- ③ 建築物の敷地と道路の間に水路、河川等（国、県、市町、土地改良区等の公的機関が所有または管理する幅4メートル未満のものに限る。）をはさむ場合は、一般通行の用に供されており、幅員が2メートル以上（建築基準関係規定において敷地内通路または空地の幅員が規定されており、これが2メートル以上である場合にあってはその数値以上）の、通行に関する管理者の占有許可または使用承諾を受けた通行上支障のない工作物を設置するものであること。